

2019年9月11日

お客さま各位

株式会社 第四銀行

### 一括決済システム（併存的債務引受方式）取扱規約改定のお知らせ

平素より、第四銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

今般、「一括決済システム（併存的債務引受方式）取扱規約」を下記の通り一部改定いたしましたので、お知らせいたします。内容は、北越銀行向け振込事務手数料の変更および受取方法の変更手順の明確化に対応するものです。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定を適用させていただきます。

また、10月に予定されております消費税改定以降の振込事務手数料につきましては、下記に記載された金額に新消費税率を加算した金額となります。

今後とも一層ご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 変更箇所

##### <変更前>

##### 第6条（引受債権の受取方法）第7項

振込事務手数料は、金融機関が振込を行った回数ごとに以下のとおりとします。ただし、金融機関は一括決済システムに関し対価の金額が不相当となった場合には、振込事務手数料を変更することができるものとします。

振込先口座	振込事務手数料（消費税別）
第四銀行の本支店	400円
第四銀行以外の銀行の本支店	800円

##### <変更後>（下線部分が変更となります）

##### 第6条（引受債権の受取方法）第7項

振込事務手数料は、金融機関が振込を行った回数ごとに以下のとおりとします。ただし、金融機関は一括決済システムに関し対価の金額が不相当となった場合には、振込事務手数料を変更することができるものとします。

振込先口座	振込事務手数料（消費税別）
第四銀行/ <u>北越銀行</u> の本支店	400円
第四銀行/ <u>北越銀行</u> 以外の本支店	800円

## 2. 追加部分（下線部分が追加となります）

### 第6条（引受債権の受取方法）第8項

納入企業は、本条1項\*にある引受債権の受取方法を一度選択した後に、変更することができるものとし、受取方法を変更した場合、変更後に一括決済システムに登録された債権から新しい方式が適用されます。変更前に登録された債権については、変更前の方式で処理されるものとし、

※第6条第1項：収納企業は、引受債権の受取方法として、定期割引方式、随時割引方式及び期日支払のいずれかを選択することができます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】 電話(025)222-4111  
営業本部／白川（内線 4217）

規約本文は[こちら](#)

（なお、第6条第6項に定める前払割引料については、ご契約内容により掲載している規約とは異なる場合があります。）